様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025　年　3　月　19　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所  法人番号　4010001008855  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024　年　10　月　17　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf  記載箇所：P17,148 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  経営ビジョンのコアコンセプトを「金融・資本市場を通じ、豊かな未来を創造する」に改定。当社グループでは、人生100年時代において、金融・資本市場のプロフェッショナルとして質の高いソリューションを提供するとともに、社内外のイノベーションを促進し、脱炭素社会への貢献を通じて、豊かな未来の実現に貢献する。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  大和証券グループでは、グループ経営方針である「お客様の資産価値最大化」に貢献することを目指して、中期経営計画“Passion for the Best”2026のグループ戦略骨子の一つに「デジタル・イノベーションの追求」を掲げている。この戦略骨子にもとづき、テクノロジーの活用による既存ビジネスの深化を加速するとともに、AIやWeb3.0、データ活用等、今後実用化を迎える先端テクノロジーを適時ビジネス展開することで、お客様一人ひとりのポートフォリオやライフプランに応じた商品・サービスの提供を行い、お客様の資産価値最大化に貢献していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 大和証券グループでは、取締役会にて執行役会規程を決議しており、「執行役会は、当会社の重要な業務に関する事項の審議決定し、また当会社グループにかかる事業戦略及びグループ各社間にまたがる構造問題等に関する基本方針を審議決定する」としている。 * 統合報告書は、執行役会の分科会であるディスクロージャー委員会で承認を得ている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024　年　10　月　17　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf  記載箇所：P70-71 | | 記載内容抜粋 | * お客様の資産価値最大化、企業価値最大化を実現するためには、既存ビジネスを持続的に成長させる「ビジネスの深化」と、新しい価値を断続的に創出し、グループ全体で進化を遂げる「デジタル・イノベーション」の2つのアプローチが重要だと考えている。 * ビジネスの深化を支える骨子として「富裕層向けビジネスモデルの変革」と「資産形成層向けビジネスモデルの変革」を策定しているが、こちらは当社グループの金融ビジネスを持続的に成長させていくうえで基本となるテーマになる。さらに、近年の目覚ましいデジタル技術の発展を踏まえると、グループ全体でさらに飛躍するためには、デジタル・イノベーションの実現は必要不可欠である。 * 具体的なデジタル戦略の施策としては、お客様の総資産やプロファイルデータを管理するデータベースの構築・整備を行うことで、営業員が深いお客様理解に基づく最適なポートフォリオ提案活動を行うことができるようにする。また、AIコンタクトセンターによるお客様満足度向上や事務ストレスゼロ等の実現に取り組む。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 大和証券グループでは、取締役会にて執行役会規程を決議しており、「執行役会は、当会社の重要な業務に関する事項の審議決定し、また当会社グループにかかる事業戦略及びグループ各社間にまたがる構造問題等に関する基本方針を審議決定する」としている。 * 統合報告書は、執行役会の分科会であるディスクロージャー委員会で承認を得ている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2024  P70-71,99-100,148 | | 記載内容抜粋 | * 高度なデジタル技術を活用したビジネス変革を担う人材（デジタルIT人材）を育成する「デジタルITマスター認定制度」や、デジタル・データ活用のための基礎スキルと業務に応じた実践スキルを習得するDaiwa Digital Collegeの導入によって、全社員のデジタルリテラシー向上に取り組んでいる。 * 2023年10月、デジタル推進部を新設し、従来ビジネス部門の各部に配置していたデジタルIT人材を結集させ、「先端デジタル技術の知見獲得」から「デジタルIT人材の育成」、「当社グループのDX案件推進」を一気通貫で実現し、会社横断でデジタル案件を推進できる体制を整備した。新設から1年経たずに、AIオペレーターKOTOをはじめとする、生成AIを活用した各種業務ツールの導入などをデジタルIT人材が中心となって実現し成果を上げている。 * 2024年度には、セキュリティトークンビジネスをはじめとしたデジタルアセット関連のビジネスをさらに推進するべく、デジタルアセット推進室を新設し、ビジネスの拡大に取り組んでいる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | P69,70,99,148 | | 記載内容抜粋 | * 当社グループでは、お客様ニーズを捉えた商品・サービスの提供、業務プロセスのデジタル化およびデータの分析・研究・活用を通じたDXの実現、事業の効率性・安全性を確保するためのインフラ整備、法令・制度への対応、リスク管理の高度化を目的とするIT投資を行っている。 * 2023年度は約350億円のIT投資を実行したが、成長を加速するためのIT投資額は今後増加を見込んでいる。人的資本とデジタル技術の融合によって生産性を高めることにより、人員増に頼らずとも資本収益性を向上させることを目指している。 * これまで、営業員のコンサルティングをより効果的にサポートするCRMシステムの刷新や、あらゆるデータを保管・分析する基盤（データレイク）の構築を実施した。 * 社内向けの生成AI対話環境に、画像入力に対応した最新の生成AIモデルGPT-4oやClaude3.5を導入し、各本部において幅広く利用され、業務の生産性向上に寄与している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024　年　10　月　17　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf 記載箇所：P56 | | 記載内容抜粋 | * 当社グループでは、「お客様の資産価値最大化」をグループ経営方針として、グループ戦略骨子の一つに「デジタル・イノベーションの追求」を掲げている。 * デジタル関連のKPIとして、「デジタル案件価値創出件数」と「デジタル案件トライアル件数」を定めている。デジタル案件価値創出件数では、新しいデジタル技術を活用している案件で、かつ新規性があるもしくはビジネス変革に資する案件をカウント。また、大きなビジネス変革を産み出すためには、多くのトライアルを行い、失敗を許容するカルチャーが必要であることから、デジタル案件トライアル件数をKPIとして設定。このKPIは、DX案件とAI・データサイエンス案件のトライアル件数をカウントしている。 * 2026年度に向けて、デジタル案件価値創出件数は10件、デジタル案件トライアル件数は50件を目標としている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　10　月　17　日 | | 発信方法 | 統合報告書2024  公表方法：当社ホームページに掲載 公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf 記載箇所：P30 | | 発信内容 | 統合報告書2024のCEOメッセージにおいて、CEOがAIを利活用したDXなど、今後のデジタル戦略の深化についての考えを発信。  （発信内容）  2023年4月から、全社員が生成AIのChatGPTを使えるようにしていますが、生成AIという特質上、何らかのルールづくり、ガイドライン的なものが必要だと考え、グループAIガバナンス委員会を設置しています。これまでのDXの取組みは社内業務の効率化などに主眼が置かれていましたが、今後はお客様にもメリットを享受していただけるようにしていく考えです。2024 年4月から、Fintertechが提供する、KASSAIという投げ銭サービスの問い合わせ対応に、AIオペレーターのKOTOを導入し、サイトへのアクセスやお問い合わせ件数の大幅増という形で効果が出てきました。目下、事業の中核である大和証券での活用についても検討しているところです。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ・トップリスクの選定は、2016年4月から継続実施中  ・グループデジタル戦略会議は2000年5月、デジタル戦略会議は2015年9月に設置し、毎年2回実施 ※2024年1月に会議体の名称を現名称へ変更 | | 実施内容 | * 当社グループでは、事業の性質に鑑みて特に注意すべきものをトップリスクとして整理しており、2024年度はデジタル関連の課題として、「DXへの不十分な対応」および「AIによる誤報・偽情報」「サイバー攻撃」「システム障害」を選定して、デジタル技術に関する課題の認識を行っている。 * トップリスクの選定は、社内外より収集したリスク事象をもとに、関連部署が整理・抽出したリスク事象をトップリスクの候補とする。そのうえで、CEOを含む取締役・執行役が、当社グループの業績に与える影響度と当該リスク事象の発生可能性からフォワードルッキングに評価して、トップリスクを選定している。 ※公表場所：統合報告書2024（P136,144）https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf * トップリスクのうち、「DXへの不十分な対応」「AIによる誤報・偽情報」への対応として、CEOは「生成AIを使う以上、ガバナンスも必要です。ChatGPTを活用して得られた情報をお客様に提供する際には、必ず社員自身の目でも再確認するなど、フィルターをかけるというルールを整備しました。」「何が便利になり、何が変わったのかを、お客様には十分にお伝えできておらず、新たな中期経営計画の期間では、これまで社内で培ってきたノウハウなどを、お客様にも感じていただける形にしていきたいと思っています。足元では子会社のFintertechにおいて、お客様からの問い合わせに応対するAIオペレーターをこの4月から導入し、お客様からは好意的な反応をいただいております。」と述べており、AIガバナンスのルール整備や、DXへの取り組みに関する課題・方向性について対外的にも発信し、トップダウンで取り組みを推進している。 ※公表場所：財界ONLINE（2024/6/19）<https://www.zaikai.jp/articles/detail/4051/1/1/1> * 「サイバー攻撃」への対応として、2024年度にCEOを含む経営層向けの訓練を実施。また、「システム障害」への対応として、2025年度にCEOを含む経営層向けのBCP訓練を実施予定。会社全体の課題として、CEOのリーダシップのもと迅速かつ適切な経営判断・対応が取れるよう、体制整備を進めている。 ※公表場所：添付資料「経営層向けサイバー訓練.pdf」「経営層向けBCP訓練.pdf」 * また、デジタル戦略については、半期ごとに開催される執行役会の分科会であるグループデジタル戦略会議（議長：CEO）および経営会議の分科会であるデジタル戦略会議（議長：取締役社長）にて進捗状況を報告し、取組を進める上での課題や対応等について議論。その結果をCEOが経営戦略説明会の中で対外的に説明・報告を行っている。 ※公表場所：2024年度経営戦略の進捗状況 P59（2024/11/25）<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/announcement2/105116/01.pdf> |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015　年　2　月頃　～　継続実施中  (2015年にCSIRT設置) | | 実施内容 | * サイバーセキュリティはグループ経営上の重要課題であると認識しており、現中期経営計画期間においてはオペレーショナル・レジリエンスの確保に必要となる、技術的対策やガバナンスの強化も計画している。具体的には、グループ各社における経営層向けのサイバーセキュリティ訓練実施、AIなどの先進技術を活用した技術的対策の推進や日々のセキュリティ監視・運用の強化、グループ各社におけるサイバーリスク水準に応じた管理フレームワークの導入などに取り組んでいる。 * 注文・約定業務や決済業務等、お客様や市場への影響が大きい重要業務で利用するシステムについて、外部のセキュリティ専門会社によるリスク評価や脆弱性診断を年次で実施し、発見事項への対応を迅速に行うことによりサイバーセキュリティ体制を強化している。さらに、脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）を通じて、システム環境面での脆弱性洗い出しに加え、サイバーセキュリティを担当する要員のインシデント対応に改善すべき点がないか確認している。   公表場所：  統合報告書2024 P149  https://ssl4.eir-parts.net/doc/8601/ir\_material2/239010/00.pdf |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。